

担当局・区	市民局	審議会等の名称	大阪市男女共同参画審議会
現在員	15 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	8 人 ・ 53%		
指針の基準（40%以上）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	3 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	<p>審議会においては、現行計画について、幅広い分野の各取組について、計画の進捗管理として、外部委員である審議会委員の評価をいただくとともに、今年度からは、次期計画策定に向けこれまでの経過も踏まえ、部会を設置し本格的に議論いただくことを予定しております。そのため、前回策定時の経緯を把握した上で、これまでの委員経験を経て、本市施策についても熟知しておられることから、男女共同参画に関わる有益な意見をいただく委員として不可欠な人材であるため。</p>		
再任2回以上	5 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	<p>審議会においては、現行計画について、幅広い分野の各取組について、計画の進捗管理として、外部委員である審議会委員の評価をいただくとともに、今年度からは、次期計画策定に向けこれまでの経過も踏まえ、部会を設置し本格的に議論いただくことを予定しております。そのため、前回策定時の経緯を把握した上で、これまでの委員経験を経て、本市施策についても熟知しておられることから、男女共同参画に関わる有益な意見をいただく委員として不可欠な人材であるため。</p>		
70歳超	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	<p>審議会においては、現行計画について、幅広い分野の各取組について、計画の進捗管理として、外部委員である審議会委員の評価をいただくとともに、次期計画策定に向けこれまでの経過も踏まえ、議論いただくことを予定しております。委員は、地域に根差した女性自らの活動を実践し、地域の実情等にも精通した委員として、大阪市地域女性団体協議会の推薦を経て就任いただいております。本審議会に不可欠な人材であるため。</p>		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	<p>次期計画策定後の改選の際に、本市「審議会等の設置及び運営に関する指針」を踏まえ、本市男女共同参画行政に詳しく、ワーク・ライフ・バランスや女性の活躍推進等男女共同参画施策の推進にかかわる重要な分野に精通した有識者を採すなど、基準を満たせるよう努める。</p>		

担当局・区	市民局	審議会等の名称	大阪市市民活動推進審議会
現在員	11 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	4 人 ・ 36%		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		今期の調査審議を進めるにあたり、市民活動に関する専門的知識を有する有識者、様々な事例に精通し中立で客観的に助言を頂ける市民活動実践者、市民活動の取組を支援する中間支援組織関係者、公募委員を選任することとなり、40%を満たさない結果となりました。	
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		<p>前回の審議会のリーダーであり、審議会の運営を中心的に担い提言の作成にあたってきたところから経過等を熟知されており、引き続き審議会のリーダーとして運営を中心的に担っていただきたいと考えています。</p> <p>また、大学での研究として、行政中心のガバナンスから、NPOやNGOなどの市民活動団体を含む多様な担い手によるネットワークや政策コミュニティによるガバナンスに注目されるようになっている変化における行政や民間の組織の構造・機能の変容などについて、理論的・実証的に研究を進めておられるとともに、マルチパートナーシップについて書かれている「参加と協働の地域公共政策開発システム」の著者でもあり、総合的な観点で助言いただく委員として必要不可欠な人材であるためです。</p>	
再任2回以上	9 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		<p>前回の市民活動推進審議会においては、地縁型の市民活動団体とテーマ型の市民活動、さらには企業、大学などの地域に関わる多様な主体が連携協働して課題解決に取り組む地域社会の実現に向けて、どのような手法や支援が有効なのか、前回の提言を引き継ぎ調査審議し、市民活動支援にかかる総合的な提言をいただいたところです。</p> <p>次期審議会においては、提言を受けて本市が実施した、多様な主体の協働に向けた取組についての進捗状況を報告しご意見をいただくこととしています。</p> <p>審議会委員には、提言策定の経過や詳細の内容を把握し、効果的・効率的に進捗状況を調査・把握することが求められることから、提言を策定した委員が適任であると考え、前回の審議会委員に再度依頼することとしました。</p>	
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針		来期の委員選任の際や委員の辞任等で委員の選任の必要が生じた際には、指針の趣旨を十分踏まえ、委員の推薦を依頼する団体に対して女性委員の推薦を積極的に求めるなど、指針に沿った委員を選定するように努めます。	

担当局・区	市民局	審議会等の名称	大阪市市民活動推進事業運営会議
現在員	5 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	1 人 ・ 20%		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	女性の委員を確保すべく推薦依頼を行ったが、結果的に適任者の推薦を受けることができなかったため。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	次の改選時には、女性を確保すべく、引き続き推薦依頼等を行う予定です。		

担当局・区	市民局	審議会等の名称	大阪市ヘイトスピーチ審査会
現在員	5 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	1 人 ・ 20%		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由			<ul style="list-style-type: none"> ・ 高度な法的専門知識を必要とする委員を選定する必要があるため。 ・ また、学識経験者（大学教員）については、全員（前任は全て男性）再任となったため ・ 弁護士の委員については、女性の推薦を得られるよう大阪弁護士会に依頼し、男性1名（再任）・女性1名（新任）の推薦を受けたため
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針			<ul style="list-style-type: none"> ・ 次回委員交代時には、引き続き人物本位で選定を行うものの、学識経験者の後任として女性を確保できるよう、引き続き新たな女性候補のリストアップに努めるとともに、大阪弁護士会には、公的諮問機関における女性比率の向上のために、女性弁護士の推薦を希望する本市の必要性について、粘り強く理解を求めていく。

担当局・区	市民局	審議会等の名称	犯罪被害者等支援条例制定に係る懇話会
現在員		7 人	
指針の基準（20人以内）		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率		3 人 ・ 43%	
指針の基準（40%以上）		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
70歳超		1 人	
指針の基準		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		犯罪被害者等早期援助団体として、多くの被害者支援に携わる民間被害者支援団体へ委員推薦を依頼したところ、代表理事が推薦されたため、結果的に70歳を超える者が委員となった。	
本市職員		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針		本懇話会の開催期間は令和元年12月31日までとなっており、以降の委員改選の予定はありません。	

担当局・区	契約管財局	審議会等の名称	大阪市入札等監視委員会
-------	-------	---------	-------------

現在員	4 人
指針の基準（20人以内）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	2 人 ・ 50%
指針の基準（40%以上）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
在任4年超	1 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	本委員会においては、平成26年度に本市入札契約事務にかかる不祥事が相次いで発生したことを受け、その改善策などの策定について、経過を踏まえつつ意見をいただけてきました。また本年、入札談合等関与行為防止法違反の疑いで、関係所属が検察庁による強制捜査を受け、職員が逮捕された事案を受け、これまでの取組みや改善策の進捗状況を監視し実効性を検証しつつ、より効果的な再発防止策を構築するため、議論の継続性、効率性の観点から、基準を超えて再任したことから、在任期間についても4年を超えたものです。
再任2回以上	1 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	本委員会においては、平成26年度に本市入札契約事務にかかる不祥事が相次いで発生したことを受け、その改善策などの策定について、経過を踏まえつつ意見をいただけてきました。また本年、入札談合等関与行為防止法違反の疑いで、関係所属が検察庁による強制捜査を受け、職員が逮捕された事案を受け、これまでの取組みや改善策の進捗状況を監視し実効性を検証しつつ、より効果的な再発防止策を構築するため、議論の継続性、効率性の観点から、基準を超えて再任したものです。
70歳超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	基準に抵触する委員については、次回改選時（令和3年4月）までに後任として適当な学識経験者を選定し、指針に適合するよう努めます。 なお、今後、委員会の構成委員を概ね半数ごと（常任の委員4名中2名ごと）に入れ替えていくこととし、スムーズに議論の継続性が保持できるように努めます。

担当局・区	契約管財局	審議会等の名称	大阪市土地活用等評価委員会
現在員		4 人	
指針の基準（20人以内）		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率		1 人 ・ 25%	
指針の基準（40%以上）		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		団体による推薦や補職名による選出のためです。	
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
70歳超		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
本市職員		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針		今後改選の際には指針の基準を満たすよう努めます。	

担当局・区	都市計画局	審議会等の名称	大阪市空家等対策協議会
-------	-------	---------	-------------

現在員	18 人
指針の基準（20人以内）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	4 人 ・ 22%
指針の基準（40%以上）	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	大阪市議員については、大阪市議長からの推薦により選定するため、3名全てが男性となった。また、関係団体から参加していただく委員については、関係団体あてにできる限り女性委員の推薦を依頼したものの、団体構成員の女性比率が低いこともあり、9名の内女性は2名のみとなった。なお、学識経験者等は女性委員の登用率を上げるよう選定しており、4名の内2名を女性委員としています。
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	2 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	副市長については、今期協議会の運営に必要不可欠であり、有識者1名については、都市計画及び建築計画の研究者であり、本市内の空家の実態に関する造詣が深く、特定空家等の判断基準に関しても、建築分野の専門家として貴重なご意見をいただくことができる数少ない専門家であり、他に代わるべき人材が確保できないため。
在任4年超	12 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	有識者3名及び副市長については、今期協議会の運営に必要不可欠であり、大阪市議員については、大阪市議長からの推薦により選定するため、1名が再任となった。また、当該審議等の目的に密接に関連する団体の代表者2名と、関係団体から参加していただく委員については、関係団体あてに推薦を依頼した結果、9名のうち5名が再任となった。
再任2回以上	12 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	有識者3名及び副市長については、今期協議会の運営に必要不可欠であり、大阪市議員については、大阪市議長からの推薦により選定するため、1名が再任となった。また、当該審議等の目的に密接に関連する団体の代表者2名と、関係団体から参加していただく委員については、関係団体あてに推薦を依頼した結果、9名のうち5名が再任となった。
70歳超	1 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	空家の利活用に関する知識や相談窓口での経験が豊富であり、当協議会の目的に密接に関連する団体の代表者等であるため。
本市職員	1 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	市長を補佐する役割として、副市長を構成員とする必要があるため。
今後の見直し方針	次回改選時には、兼務3以上、再任2回以上、及び70歳超の項目については、後任となる人物を探すこととし、女性登用率については、各団体への推薦時に可能な限り女性委員を推薦していただけるよう依頼するなど、指針を満たさない項目が今回改選後の5項目を下回るよう努力します。

担当局・区	都市計画局	審議会等の名称	大阪市建築審査会
-------	-------	---------	----------

現在員	7 人
指針の基準（20人以内）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	3 人 ・ 43%
指針の基準（40%以上）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	1 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	本委員は兼務が3つ以上であるが、公衆衛生学の専門家であり、建築物の特例許可をするにあたって、衛生上の全般的な観点からご意見を頂くことを期待できる数少ない人材であり、今期の本審査会において必要不可欠であるため。
在任4年超	2 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	該当委員のうち1名は、建築、まちづくりに関する豊富な知見を有する行政法、地方自治法を専門とする法学者であり、特に継続審議中の審査請求事案について、これまでの経過を踏まえた一貫性のある審議を進めるうえで必要不可欠な人材であるため。 また、該当委員のうちもう1名も、建築環境工学の専門家で、建築や都市における熱、空気、光、音環境の視点から適確なアドバイスをいただける数少ない人材であり、今期の本審査会において必要不可欠な人材であるため。
再任2回以上	2 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	該当委員のうち1名は、建築、まちづくりに関する豊富な知見を有する行政法、地方自治法を専門とする法学者であり、特に継続審議中の審査請求事案について、これまでの経過を踏まえた一貫性のある審議を進めるうえで必要不可欠な人材であるため。 また、該当委員のうちもう1名も、建築環境工学の専門家で、建築や都市における熱、空気、光、音環境の視点から適確なアドバイスをいただける数少ない人材であり、今期の本審査会において必要不可欠な人材であるため。
70歳超	1 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	本委員は70歳を超えているが、建築、まちづくりに関する豊富な知見を有する行政法、地方自治法を専門とする法学者であり、特に継続審議中の審査請求事案について、これまでの経過を踏まえた一貫性のある審議を進めるうえで必要不可欠な人材であるため。
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	次回改選時には、指針に満たない項目を下回るように取り組み、最終的には指針に適合するよう努力します。

担当局・区	都市計画局	審議会等の名称	大阪市都市景観委員会
現在員	11 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	5 人 ・ 45%		
指針の基準（40%以上）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	4 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	都市景観委員会では、今後の新たな景観施策について審議を進めることとしており、これらの審議に際しては、景観諸制度の変遷や本市の現状と課題等に精通している委員の選任が必要不可欠であり、当該委員については他の人材に代え難い存在であるため。		
在任4年超	4 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	都市景観委員会では、今後の新たな景観施策について審議を進めることとしており、これらの審議に際しては、景観諸制度の変遷や本市の現状と課題等に精通している委員の選任が必要不可欠であり、当該委員については他の人材に代え難い存在であるため。		
再任2回以上	4 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	都市景観委員会では、今後の新たな景観施策について審議を進めることとしており、これらの審議に際しては、景観諸制度の変遷や本市の現状と課題等に精通している委員の選任が必要不可欠であり、当該委員については他の人材に代え難い存在であるため。		
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	今後改選の際には「審議会の設置及び運営に関する指針」の基準を満たすよう、適任である学識経験者を探す等により、指針に適合するよう努める。		

担当局・区	都市計画局	審議会等の名称	御堂筋デザイン会議
現在員		4 人	
指針の基準（20人以内）		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率		1 人 ・ 25%	
指針の基準（40%以上）		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		<p>本会議における委員構成は、建築史、都市計画、造園・ランドスケープ、景観・デザインの分野から選任していますが、本会議の扱う事案の検討に精通した女性委員の選定が困難なこと、また現時点においては実績の蓄積が乏しいため、御堂筋沿道に関するこれまでの議論経過や取組状況及び地域の実情等に詳しい委員の選任が必要不可欠であり、さらに、委員数は必要最小限の人数であるべきであるという指針に鑑み、結果として、女性委員の構成率が25%となっています。</p>	
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）		3 人	
指針の基準		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		<p>本会議は、平成26年度に策定した御堂筋デザインガイドラインに基づき、新規建築計画の内容に対する審議を行うものですが、現時点においては実績の蓄積が乏しいため、御堂筋沿道に関するこれまでの議論経過や取組状況及び地域の実情等に詳しい委員の選任が必要不可欠であり、本会議の円滑な運営のために、当該委員を選任しています。</p>	
在任4年超		2 人	
指針の基準		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		<p>本会議は、平成26年度に策定した御堂筋デザインガイドラインに基づき、新規建築計画の内容に対する審議を行うものですが、現時点においては実績の蓄積が乏しいため、御堂筋沿道に関するこれまでの議論経過や取組状況及び地域の実情等に詳しい委員の選任が必要不可欠であり、本会議の円滑な運営のために、当該委員を引き続き選任しています。</p>	
再任2回以上		2 人	
指針の基準		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		<p>本会議は、平成26年度に策定した御堂筋デザインガイドラインに基づき、新規建築計画の内容に対する審議を行うものですが、現時点においては実績の蓄積が乏しいため、御堂筋沿道に関するこれまでの議論経過や取組状況及び地域の実情等に詳しい委員の選任が必要不可欠であり、本会議の円滑な運営のために、当該委員を引き続き選任しています。</p>	
70歳超		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
本市職員		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針		<p>今後改選の際には本会議における運用実績を蓄積するとともに、適任である学識経験者の候補者を探す等により、指針に適合するよう努めます。</p>	

担当局・区	都市計画局	審議会等の名称	大阪市都市計画審議会
現在員		29 人	
指針の基準（20人以内）		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		都市計画審議会の組織と運営について定める「都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令」において、政令指定都市の都市計画審議会の委員の数を9人以上35人以内とする旨の規定がある。本市審議会委員の数については、同規定及び地方自治法における市町村議会の議員定数の算出方法（均一の人口増加分に対して均一に増加させていく）を準用した結果、30人程度が適切であると判断している。	
女性数・女性比率		8 人 ・ 28%	
指針の基準（40%以上）		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		平成12年に指定都市の特例により本審議会を設置する際、従前、大阪府の審議会に付するにあたり計画消防委員協議会（当時）に諮ってきた経過も踏まえ、市会との調整を行った結果、本審議会における市会議員の委員については、計画消防委員会（当時）の委員全員の15名を選任することとし、学識経験者の委員についても同数の15名を選任することとした。現在の市会議員の委員のうち女性委員は2名となっている。 なお、学識経験者の委員に関しては、15名のうち6名が女性委員であり、指針の基準「女性委員の占める割合は40%」に適合している。	
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）		2 人	
指針の基準		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		都市計画は社会的に与える影響が非常に大きく、極めて専門性の高い知見が求められることから、一部の委員については兼務の数について指針に抵触するものの、代わりとなる人材の確保が困難であるため。	
在任4年超		4 人	
指針の基準		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		都市計画の目的である、「都市の健全な発展と秩序ある整備」の実現には、一定の時間を要するものであるから、都市計画案を調査審議するにあたっては、これまでに論議された本市都市計画の現状と課題など、今後の都市計画の調査審議に必要なノウハウが継続的に受け継がれ、長期的な見直しをもって進められることが必要となるため。	
再任2回以上		4 人	
指針の基準		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		都市計画の目的である、「都市の健全な発展と秩序ある整備」の実現には、一定の時間を要するものであるから、都市計画案を調査審議するにあたっては、これまでに論議された本市都市計画の現状と課題など、今後の都市計画の調査審議に必要なノウハウが継続的に受け継がれ、長期的な見直しをもって進められることが必要となるため。	
70歳超		2 人	
指針の基準		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		平成12年に指定都市の特例により本審議会を設置する際、従前、大阪府の審議会に付するにあたり計画消防委員協議会（当時）に諮ってきた経過も踏まえ、市会との調整を行った結果、本審議会における市会議員の委員については、計画消防委員会（当時）の委員全員の15名を選任することとし、学識経験者の委員についても同数の15名を選任することとした。市会議員については市会議長に対して推薦を依頼しており、結果として推薦された市会議員のうち2名が基準を満たさないこととなった。 なお、学識経験者の委員に関しては、全員指針の基準に適合している。	
本市職員		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針		都市計画は社会的に与える影響が非常に大きく、都市計画の目的である、「都市の健全な発展と秩序ある整備」の実現には、一定の時間を要するものであり、都市計画案を調査審議するにあたっては、これまでに論議された本市都市計画の現状と課題など、今後の都市計画の調査審議に必要なノウハウが継続的に受け継がれ、長期的な見直しをもって進められることが必要となることから一部の学識経験者の委員については、審議の適切な運営の観点から長期にわたり委員を務めていただいている。 これらの委員については、次回改選時まで後任として適任である学識経験者を採すなどにより、次回改選時には、指針に満たない項目が今回改選時以下となるように取り組み、最終的には指針に適合するように、今後も努力する。	

担当局・区	都市計画局	審議会等の名称	大阪市土地利用審査会
現在員		7 人	
指針の基準（20人以内）		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率		2 人 ・ 29%	
指針の基準（40%以上）		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		改選にあたっては女性委員を4割以上確保するべく人選を行っていたが、委員の人選にあたり、専門分野に精通している人物で、かつ、女性である委員の選任が困難であったため。	
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超		3 人	
指針の基準		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		今後の地価公示、地価調査の結果から総合的な判断を引き続き円滑に行う必要があり、平成23年から平成25年にかけての地価上昇期を含め、この間の審議経過等にも精通している委員が他にいないため。	
再任2回以上		2 人	
指針の基準		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		今後の地価公示、地価調査の結果から総合的な判断を引き続き円滑に行う必要があり、平成23年から平成25年にかけての地価上昇期を含め、この間の審議経過等にも精通している委員が他にいないため。	
70歳超		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
本市職員		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針		次期改選時までは後任としてふさわしい学識経験者を探すことにより新たな委員の選任を図ることとします。	

担当局・区	都市計画局	審議会等の名称	大阪市経済加工統計研究会議
-------	-------	---------	---------------

現在員	3 人
指針の基準（20人以内）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	0 人 ・ 0%
指針の基準（40%以上）	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	女性の委員を確保すべく推薦依頼を行ったが、結果的に適任者の推薦を受けることができなかったため。
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
在任4年超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
再任2回以上	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
70歳超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	次の改選時には、女性を確保すべく、引き続き推薦依頼等を行う予定。

担当局・区	福祉局	審議会等の名称	大阪市障がい者スポーツ振興とスポーツ施設のあり方検討会議
現在員	10 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	3 人 ・ 30%		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		障がい者福祉に精通し、各団体と連携を深めて情報交換等も行っており、幅広い視野を持っていることから、審議の専門性を確保する観点から、当審議会委員として適任であるため。	
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		障がい者福祉に精通し、各団体と連携を深めて情報交換等も行っており、幅広い視野を持っていることから、審議の専門性を確保する観点から、当審議会委員として適任であるためです。	
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針		<p>「女性数・女性比率」及び「70歳超」に関して、基準を満たさないものの、専門性・適正性等を考慮のうえ、余人に替えがたい人材として選任しました。</p> <p>今後についても、関係団体の代表者変更等の機会において、指針の趣旨を再度説明し、基準を満たせるよう努めます。</p>	

担当局・区	福祉局	審議会等の名称	大阪市社会福祉審議会
-------	-----	---------	------------

現在員	29 人
指針の基準（20人以内）	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	大阪市社会福祉審議会条例の規定によるため。（35名以内）
女性数・女性比率	9 人 ・ 31%
指針の基準（40%以上）	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	学識経験者の選任にあたっては、女性の登用率向上を目標としていますが、各分野の専門家として本会議に必要不可欠な人材を確保する観点から、これまでの実績を踏まえて委嘱を行っています。 団体推薦委員については、各団体に女性委員の推薦を依頼しているものの、適任性等を考慮のうえ推薦を受けることが出来なかったため。
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	3 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	本市指針を踏まえて推薦団体と協議を行っていますが、本市の社会福祉全般を審議する本審議会の性格を鑑み専門性・適任性等を考慮のうえ推薦されており、余人に替えがたい人材として委員に選任しているため。
在任4年超	11 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	在任期間が長期となる委員については、改選時に他の委員への委嘱等について調整を行いました。本市福祉行政のあり方の検討や計画策定、進捗管理等の各種審議に中心的に携わっていただいている委員が多く、審議の継続性や専門性の確保の観点から、審議会に必要不可欠な人材と判断し、引続き委員として選任しているため。
再任2回以上	11 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	在任期間が長期となる委員については、改選時に他の委員への委嘱等について調整を行いました。本市福祉行政のあり方の検討や計画策定、進捗管理等の各種審議に中心的に携わっていただいている委員が多く、審議の継続性や専門性の確保の観点から、審議会に必要不可欠な人材と判断し、引続き委員として選任しているため。
70歳超	8 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	本市指針を踏まえて推薦団体と協議を行っていますが、本市の社会福祉全般を審議する本審議会の性格を鑑み専門性・適任性等を考慮のうえ推薦されており、余人に替えがたい人材として委員に選任しているため。
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	<ul style="list-style-type: none"> ・委員数については随時見直しを行い、元来50名であったところから段階的に削減してきました。また、女性比率については基準に満たないため、今後も継続して取組みを進めていきます。 ・団体推薦の委員については、長期在任・70歳超の委員が複数いることから、各団体の役員改選等における委嘱替の時期を捉え、各団体に対し最大限の働きかけを行っていきます。 ・学識経験者については、幅広い知見からの経験や知識、また審議内容の継続性確保の観点から10年を超える長期在任委員も複数おられ、審議会において大きな役割を担っていただいています。こうした役割分担やこれまでの経緯・成果を継承する必要があることから、急激な委員の入れ替えにより審議会機能の低下を招かぬよう配慮しながら、順次若い世代の登用を進めるなど、計画的に委員構成の見直しを行っていきます。

担当局・区	福祉局	審議会等の名称	大阪市障がい支援区分認定審査会
-------	-----	---------	-----------------

現在員	210 人
指針の基準（20人以内）	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	大阪市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例第2条の2により審査会の委員の定数は245人以内と定められており、審査を適切かつ早急に行う為に現在員数が必要であるため。
女性数・女性比率	78 人 ・ 37%
指針の基準（40%以上）	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	審査会委員は、各団体からの推薦を受けた委員に対して委嘱を行っています。各団体には女性登用について依頼していますが、多方面の学術経験者を専門家の方を選任する必要があり、その中で特に女性の人材確保は極めて困難であるため。
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	2 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	審査会委員は、各団体からの推薦を受けた委員に対して委嘱を行っています。審査会業務の円滑な推進に大きな影響を与えないためにも、兼職数の多い方を選任せざるを得ないため。
在任4年超	132 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	委嘱期間は2年。審査会委員は、各団体からの推薦を受けた委員に対して委嘱を行っています。再任ではなく新任として、相当数に上る保健・福祉の有資格者を委員として各職能団体に推薦いただくことは極めて困難であり、審査会業務の円滑な推進に大きな影響を与えないためにも、委員には引き続き4年を超えて、あるいは兼職数の多い方を選任せざるを得ないため。
再任2回以上	121 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	審査会委員は、各団体からの推薦を受けた委員に対して委嘱を行っています。再任ではなく新任として、相当数に上る保健・福祉の有資格者を委員として各職能団体に推薦いただくことは極めて困難であり、審査会業務の円滑な推進に大きな影響を与えないためにも、委員には引き続き4年を超えて、あるいは兼職数の多い方を選任せざるを得ないため。なお、法的には再任は妨げられていない。
70歳超	13 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	審査会委員は、各団体からの推薦を受けた委員に対して委嘱を行っています。再任ではなく新任として、相当数に上る保健・福祉の有資格者を委員として各職能団体に推薦いただくことは極めて困難であり、各団体に対し指針を周知し、その遵守をお願いしているが、本審査会の特性もあり、各団体から推薦された人材について、指針の基準（委嘱期間、兼職数、年齢）に抵触していても、選任せざるを得ないため。
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	設置当初からの委員が次第に長期化していくことに鑑み、次期改選時（令和3年4月）には、医師会をはじめとする各職能団体に対して「審議会等の設置及び運営に関する指針」の趣旨に留意した人物を推薦していただけるよう一層強く要請し、指針の基準を満たした選任となるよう努めてまいります。

担当局・区	福祉局	審議会等の名称	大阪市国民健康保険運営協議会
現在員	28 人		
指針の基準（20人以内）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	大阪市国民健康保険条例第2条により、国民健康保険運営協議会の委員の定数が定められています。		
女性数・女性比率	14 人 ・ 50%		
指針の基準（40%以上）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	関係機関からの推薦依頼に際しては、本市指針等について十分に説明し、理解を求めているところではありますが、各団体からの推薦者については、各団体の代表として一定の役職のある方に委員になっていただいております。また、各団体において当協議会に参画する委員としての適任性等を考慮のうえ推薦されております。		
在任4年超	5 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	関係機関からの推薦依頼に際しては、本市指針等について十分に説明し、理解を求めているところではありますが、各団体からの推薦者については、各団体の代表として一定の役職のある方に委員になっていただいております。また、各団体において当協議会に参画する委員としての適任性等を考慮のうえ推薦されております。 また、本市選出委員については、公益を代表する委員の中でも、本市国民健康保険の変遷や現状、課題等を認識いただいたうえで当協議会の調整等を行っていただく必要があることから、当協議会における一定の経験を有していただくことが必須であると考えているため、指針の基準を満たすことが難しい状況となっております。		
再任2回以上	6 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	関係機関からの推薦依頼に際しては、本市指針等について十分に説明し、理解を求めているところではありますが、各団体からの推薦者については、各団体の代表として一定の役職のある方に委員になっていただいております。また、各団体において当協議会に参画する委員としての適任性等を考慮のうえ推薦されております。 また、本市選出委員については、公益を代表する委員の中でも、本市国民健康保険の変遷や現状、課題等を認識いただいたうえで当協議会の調整等を行っていただく必要があることから、当協議会における一定の経験を有していただくことが必須であると考えているため、指針の基準を満たすことが難しい状況となっております。		
70歳超	2 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	被保険者代表の委員については各区役所から推薦を行っており、本市指針等について十分に説明し、理解を求めているところではありますが、被保険者代表として一定の役職のある方に委員になっていただいております。また、当協議会に参画する委員としての適任性等を考慮のうえ推薦されております。 また、本市選出委員については、公益を代表する委員の中でも、本市国民健康保険の変遷や現状、課題等を認識いただいたうえで当協議会の調整等を行っていただく必要があることから、当協議会における一定の経験を有していただくことが必須であると考えているため、指針の基準を満たすことが難しい状況となっております。		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	各団体からの推薦者については、各団体の代表として一定の役職のある方に委員になっていただいております。また、各団体において当協議会に参画する委員としての適任性等を考慮のうえ推薦されているところではありますが、本市指針等の説明を十分に行い、指針に沿った委員が推薦されるよう努めます。 本市選出委員については、公益を代表する委員の中でも、本市国民健康保険の変遷や現状、課題等を認識いただいたうえで当協議会の調整等を行っていただく必要があることから、当協議会における一定の経験を有していただくことが必須であると考えていますが、長期委員については計画的に委員の交代を進めるなど、指針に沿った委員の選出となるよう努めます。 また、被保険者代表委員についても、指針に沿った推薦となるよう、各区とも連携しながら委員の調整を行います。 以上のとおり、次期改選には、大阪市国民健康保険の運営のあり方を踏まえながら、指針の基準に沿った委員選出となるよう努めてまいります。		

担当局・区	福祉局	審議会等の名称	大阪市国民健康保険糖尿病性腎症重症化予防事業評価検討会議
-------	-----	---------	------------------------------

現在員	3 人
指針の基準（20人以内）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	0 人・ 0%
指針の基準（40%以上）	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	本事業の評価検討において、事業の対象者の検査数値の変化から見える課題や対象者への生活習慣改善指導内容の検討、より効果的な事業展開への助言を行うなど、糖尿病性腎症に対する専門的な知識と、糖尿病の実証例に詳しく、糖尿病予防やその治療に関する先進的医療や地域医療の実情にも精通する見識を相当程度有した者である必要があるとの認識から、これらの任務を遂行できる委員は、大阪府医師会より推薦があった委員候補の他にはいないため。
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	1 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	会議の目的や検討内容に鑑み、会議の委員として、医師としてのスキルと経験のみならず、糖尿病性腎症に対する専門的な知識と、地域医療の実情にも精通する見識を相当程度有した者が不可欠であるとの認識から、委員候補の推薦を依頼することができる、唯一無二の団体である大阪府医師会から推薦があり、日ごろより大阪市国民健康保険に関する行政施策に協力・参画し、それらの施策に精通しているとともに、大阪糖尿病対策推進会議の幹事でもあることから、糖尿病対策に造詣が深い人物であるため。
在任4年超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
再任2回以上	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
70歳超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	大阪府医師会に委員の推薦を依頼する場合において、審議会等の設置及び運営に関する指針の趣旨を説明した上で、審議会等の設置及び運営に関する指針第5に定める基準に該当する委員候補を推薦いただくよう、引き続き理解を求めていきます。

担当局・区	福祉局	審議会等の名称	大阪市介護予防ケアマネジメント検討会議振り返りのための地域ケア会議
現在員	3 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	0 人 ・ 0%		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由			女性の委員を確保すべく推薦依頼を行ったが、結果的に適任者の推薦を受けることができなかったため。
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	2 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由			会議の目的や検討内容に鑑みると、会議の委員としては、医師又は理学療法士としてのスキルと経験のみならず、介護保険制度の見識を相当程度有した者である必要があるとの認識から、結果的に他審議会等を兼務している委員の推薦を受けたため。
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針			各職能団体に委員の推薦を依頼する場合においては、審議会等の設置及び運営に関する指針の趣旨を説明した上で、同指針第5に定める基準に該当する委員候補を推薦いただくよう理解を求めていきます。

担当局・区	福祉局	審議会等の名称	大阪市医療扶助審議会
現在員	12 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	3 人 ・ 25%		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	審議会の委員は、医療行政及び生活保護制度に対する深い学識経験、実務経験をもつ医師である必要があるが、全国的にも女性医師の割合は2割程度と低く、審議会の委員を引き受けてくれる適任者が少ないため。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	7 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	審議会の委員は、医療行政及び生活保護制度に対する深い学識経験、実務経験をもつ医師である必要があるが、審議会の委員を引き受けてくれる適任者が少ないため。		
再任2回以上	8 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	審議会の委員は、医療行政及び生活保護制度に対する深い学識経験、実務経験をもつ医師である必要があるが、審議会の委員を引き受けてくれる適任者が少ないため。		
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	令和2年12月が委員の改選期であるため、在任4年超及び再任2回以上の委員については、現委員に後任の委員を紹介してもらえよう努める他、医師会等関係団体や大学等学術機関、行政機関等を通じて、指針の基準に抵触せず医療行政及び生活保護制度に対する深い学識、並びに実務経験等を持つ医師の推薦を求めます。また、女性登用の目標値を達成できるよう、できる限り女性を選任するよう努めてまいります。		

担当局・区	福祉局	審議会等の名称	大阪市介護認定審査会
-------	-----	---------	------------

現在員	1173 人
指針の基準（20人以内）	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	年間約17万件の審査を行うにあたり、申請から結果通知までの日数は法令で定められており、安定的な審査会運営が必要となるため。
女性数・女性比率	415 人 ・ 35%
指針の基準（40%以上）	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	介護認定審査会は団体等（医師会、歯科医師会、薬剤師）による推薦と、性別にかかわらず、医療・保健・福祉の専門的な知識を有する者の中から選出する必要があるため。
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	2 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	本市指針を踏まえて推薦団体と協議を行っているが、適任性等を考慮のうえ、推薦されており、余人に替えがたい人材として委員に選任しているため。
在任4年超	805 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	質の高い審査判定を行うために、医療・保健・福祉の専門知識を有すること及び個々の審査判定を行った経験があり、かつ長期的に安定した審査会運営を行う必要があり、引き続き委員として選任しているため。
再任2回以上	847 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	質の高い審査判定を行うために、医療・保健・福祉の専門知識を有すること及び個々の審査判定を行った経験があり、かつ長期的に安定した審査会運営を行う必要があり、引き続き委員として選任しているため。
70歳超	78 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	質の高い審査判定を行うために、医療・保健・福祉の専門知識を有すること及び個々の審査判定を行った経験があり、かつ長期的に安定した審査会運営を行う必要があり、引き続き委員として選任しているため。
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	<p>介護認定審査会は、市長の附属機関ではあるものの、施策・事業の指針等に関して条例設置したものではなく、介護保険事業に必須の介護度の認定審査のみを行うための審査会で、介護保険法において設置を義務付けられたものです。</p> <p>介護認定申請は年間17万件を超えており、216合議体で、5,000回以上開催し審査判定を行う予定です。介護認定については、申請から結果通知までの日数が法令で定められており、安定的な審査会の開催・運営は保険者に課せられた大きな責務であります。そのためには委員の確保が非常に重要であります。事前に審査資料の内容確認を行う必要があるなど、委員の負担が大きいこともあり、常に人材の確保が難しく、同一委員が長期化している原因となっています。</p> <p>委員については、医療・保健・福祉に関する学識・経験を要し、かつ公正公平な立場での審査判定を行う必要があるため、多くの委員を大阪府医師会等各職能団体に推薦を依頼しています。依頼する際には、指針の説明を行い、特に女性登用、長期委員についての協力を求めてきたところです。しかしながら、本審査会における特性（各委員の事務負担が大きいこと、多くの人材確保が必要）もあって、必ずしも各団体から推薦いただく方が指針の基準を満たしているわけではなく、推薦いただいた人材について、指針の基準に抵触していても、そのすべての推薦を拒み、再推薦をお願いすることは極めて難しい面もあることからやむを得ない状況にあります。本審査会の特性に起因する団体推薦の実情も踏まえ、本市指針の基準を満たせてはおりませんが、的確に業務を執行していただけの方を本審査会の委員に選任しているところです。</p> <p>次期改選においては、指針の基準を満たすことができるように、指針の趣旨の周知について、福祉担当課長会、介護保険担当係長会議、委嘱事務窓口である各区担当者との意見交換の場等の機会をとらえて、協力を依頼いたしました。また関係各団体に審査会委員の推薦の依頼をする際は改めて指針を説明し、特に女性登用、長期委員について協力を求めてきたところであり、女性登用数について平成29年の一斉改選時の34.1%から、35.1%と増加となっております。しかしながら、指針の基準を満たすまでには至っておりませんので、引き続きより一層の周知に努めてまいります。</p>

担当局・区	福祉局	審議会等の名称	大阪市医療的ケア児の支援に関する検討会議
現在員	14 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	7 人 ・ 50%		
指針の基準（40%以上）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	2 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	他の審議会と兼務のない委員を確保すべく推薦依頼を行ったが、結果的に適任者の推薦を受けることができなかったため。		
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	教育現場で、実際に医療的ケア児が在籍している大阪市内の学校に限られるため。		
今後の見直し方針	次の改選時には、各項目の基準を満たす委員の推薦依頼を引き続き行う予定です。		

担当局・区	福祉局	審議会等の名称	大阪市福祉有償運送運営協議会
-------	-----	---------	----------------

現在員	11 人
指針の基準（20人以内）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	4 人 ・ 36%
指針の基準（40%以上）	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	現在員11名のうち8名は団体からの推薦委員であり、タクシー事業者や交通工学部門における学識経験者には女性が少ないため。
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
在任4年超	5 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	本協議会は福祉有償運送の必要性、対価その他実施するに当たり必要となる事項を協議することを目的としているため、専門性は必須であるが、それを有している人物が少ない。また、一定これまでの議論過程を熟知する委員の意見は欠かすことのできないものであるため。
再任2回以上	5 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	本協議会は福祉有償運送の必要性、対価その他実施するに当たり必要となる事項を協議することを目的としているため、専門性は必須であるが、それを有している人物が少ない。また、一定これまでの議論過程を熟知する委員の意見は欠かすことのできないものであるため。
70歳超	2 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	本協議会は福祉有償運送の必要性、対価その他実施するに当たり必要となる事項を協議することを目的としているため、専門性は必須であるが、それを有している人物が少ない。また、一定これまでの議論過程を熟知する委員の意見は欠かすことのできないものであるため。
本市職員	1 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	道路運送法施行規則第51条の8により、運営協議会を主宰する市町村が構成員となると定められているため。
今後の見直し方針	令和元年12月に迎える一斉改選に向けて、委員の調整をおこなっている大阪府や、これまで委員の推薦をいただいていた団体に対し、改めて指針の趣旨を申し入れ、女性委員や在任期間、再任回数、年齢等考慮したうえで調整及び推薦していただけるよう働きかけをおこないます。 また、実際に福祉有償運送事業をおこなっている事業者から委員を募集していますが、複数の応募があった場合は女性を優先することとしています。

担当局・区	福祉局	審議会等の名称	大阪市民生委員推薦会
現在員	14 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	6 人 ・ 43%		
指針の基準（40%以上）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	2 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		本市より審議会等の設置及び運営に関する指針の趣旨を示したうえで協議会に推薦をお願いしているところであるが、地域福祉に重要な影響を及ぼす民生委員・児童委員及び主任児童委員の選出という重責に鑑みて、所属団体側から会長の推薦を受けており、結果として推薦された委員が兼務3以上であった結果である。	
在任4年超	5 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		民生委員・児童委員及び主任児童委員の選任に関して、これまでの議論の経過や国の子育て施策等の動向、民生委員・児童委員が抱えている諸課題等を踏まえた有意義な助言をいただきたいと考えているため。	
再任2回以上	3 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		民生委員・児童委員及び主任児童委員の選任に関して、これまでの議論の経過や国の子育て施策等の動向、民生委員・児童委員が抱えている諸課題等を踏まえた有意義な助言をいただきたいと考えているため。	
70歳超	4 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		各委員については、本市より審議会等の設置及び運営に関する指針の趣旨を示したうえでそれぞれの分野に推薦をお願いしているところであるが、団体側から推薦を受け、結果として推薦された委員が高齢であったため。	
本市職員	2 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		「大阪市民生委員・児童委員及び主任児童委員推薦要綱」において、委員選出分野として本市職員を規定しているため。	
今後の見直し方針		今後の人選にあたっては、長期委員、高齢委員が多くなっていることを踏まえ、推薦団体に対して、指針に沿った委員選任について、一層の協力を求めてまいります。	

担当局・区	福祉局	審議会等の名称	大阪市地域密着型サービス運営委員会
-------	-----	---------	-------------------

現在員	6 人
指針の基準（20人以内）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	2 人 ・ 33%
指針の基準（40%以上）	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	<p>関連団体から推薦を受けて委員を推薦して頂いており、各団体へ事前に指針の趣旨を説明し、女性登用率を満たせるよう女性委員の推薦を依頼したが、各団体の構成員自体に女性が少ないこともあり、結果として女性比率が低くなっているため。</p>
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	1 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	<p>次ののとおり、当該委員を大阪市老人福祉連盟から推薦を受けて委嘱を行ったところですが、平成24年2月初回の委嘱以降、介護保険の知識・経験から委員会においては事業者の立場で、事業所を指定等する際、事業所が適正な運営を行ううえで行政として注意すべきこと等の確かなアドバイスなど参考になる貴重な意見を承っており、同委員会の中では委員長をサポートし、適正な委員会の運営に尽力いただいているところです。</p> <p>こうしたことから本市としては、事業者を指定等する際に適正な運営を確保するための意見を聴取するという委員会の本来目的を達成し、介護保険制度を適正に運営するためには、当該委員は欠くことのできない人材として豊富な知識・経験からの意見を承ることが必要であると考えているため。</p> <p>大阪市老人福祉施設連盟に推薦依頼する理由 大阪市老人福祉施設連盟（以下：施設連盟）は、施設従事者の資質向上のための研修の開催や地域密着型サービス事業であるグループホームや小規模多機能の委員会の設置・運営のほか、デイサービス連絡協議会等の様々な分科会・委員会を設置し、研修や情報交換などに取り組んでおり、同団体には介護保険事業者だけではなく区社会福祉協議会や地域包括支援センター等も加盟しています。</p> <p>また、同団体は、介護保険制度発足以前より本市高齢者施策の推進に永らく寄与している協力団体であり、政策的な助言や本市委託事業を受託している団体でもあります。</p> <p>このように、保健・医療・福祉関係者の専門的立場を代表するにふさわしい公益性のある団体であることから同団体へ大阪市地域密着型サービス運営委員会委員の推薦依頼を行ったものであります。</p> <p>当該委員の本市運営委員会への就任の必要性 上記の理由で同団体に推薦を依頼したところ次のような理由で当該委員の推薦がありました。</p> <p>介護保険法に位置付けられている地域密着型サービス運営委員会の委員は、地域密着型サービス事業所の指定等を行う際に、大阪市長に対し、適正な運営を図るための意見を述べる重要な役割を担うことから、当該委員は介護保険制度創設当初より介護保険事業に携わり、地域密着型サービス事業だけでなく介護保険制度全般に精通している適材であること。</p> <p>また、当該委員は、介護保険従業者として現場での経験もあり、現在は特別養護老人ホーム、認知症対応型通所介護、地域包括支援センター等の多岐にわたる事業所運営にも携わり、長年の経験と実績から施設連盟の業務執行理事として連盟のなかでも信望が厚く、中心的存在の当該委員が適任であること。</p>
在任4年超	2 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	<p>2名のうち1名については「兼務3以上（他の審議会等の兼務数）」に記載のとおり、委員会の性格上他に代えがたい人物であるため。残りの1名については、学識経験者であり、大阪市の高齢者を取り巻く状況などにも知見を有する方であることや、現在も本委員会の委員長としてご尽力いただいていることから、委員会の継続性の確保と、大阪市の実情に即した審議を頂くために特に必要な人物であるため。</p> <p>なお、現時点で委嘱期間が4年を超えている各委員については、次の一斉改選時には指針に抵触することとなるため、各推薦団体に対し指針の趣旨を説明するとともに、指針に抵触することがないような委員の推薦を働きかけていきます。</p>

再任2回以上	2 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	「在席期間4年超」の理由と同じ
70歳超	1 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	<p>地域密着型サービス運営委員会の委員として国は「地域における保健・医療・福祉関係者」を例示しているところですが、市内の医療・介護の連携を進めるたにも、地域密着型サービス事業者の指定にあたり、当該分野について専門的見地を有し、市内全域における医療・介護の現状を踏まえて意見を述べる事ができる方に就任して頂くことが重要であると考ています。</p> <p>当該委員は指針に抵触するところですが、現在大阪市医師会連合会会長を務められており、市内の医師を代表する方であり、また、要介護認定審査会の委員を務められるなど、介護保険制度にも精通されていることから、当運営委員会において十分な議論をしていただくにあたっては、最適任であると考えているため。</p>
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	<p>国は地域密着型サービス運営委員会の委員として、「被保険者の代表」・「介護保険事業者の代表」・「学識経験者」・「地域における保健・医療・福祉関係者」を位置づけているところですが、このような立場にあり、かつ、高い見識を以て公正に審議をしていただくためには、公益性の高い関係各団体から推薦を受けて委嘱することが不可欠であると判断しております。</p> <p>次期、一斉改選時には関係各団体に指針の趣旨を説明し、指針に抵触しない委員を推薦して頂けるように働きかける予定です。</p>

担当局・区	福祉局	審議会等の名称	大阪市地域包括支援センター運営協議会
-------	-----	---------	--------------------

現在員	17 人
指針の基準（20人以内）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	7 人 ・ 41%
指針の基準（40%以上）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	4 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	介護保険法改正に伴う地域包括ケアシステムを構築し推進して行うために、これまでの協議会での審議内容の経過を踏まえ検討して行く観点から、本協議会の委員は地域包括ケア並びに地域包括支援センターについて、深くご理解いただいている方を推薦していただく必要があるため。
在任4年超	6 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	介護保険法改正に伴う地域包括ケアシステムを構築し推進して行うために、これまでの協議会での審議内容の経過を踏まえ検討して行く観点から、本協議会の委員は地域包括ケア並びに地域包括支援センターについて、深くご理解いただいている方を推薦していただく必要があるため。
再任2回以上	6 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	介護保険法改正に伴う地域包括ケアシステムを構築し推進して行うために、これまでの協議会での審議内容の経過を踏まえ検討して行く観点から、本協議会の委員は地域包括ケア並びに地域包括支援センターについて、深くご理解いただいている方を推薦していただく必要があるため。
70歳超	3 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	推薦依頼にあたり、市単位の会議に推薦できる委員は、団体を代表することとなるため、役員の中でも、一定の経験を経た方になること、一定の活動経験のある方が70歳を超えていること、及び、65歳以上の方である介護保険第1号被保険者当事者のご意見を反映する市民委員を選任しているため。
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	各団体からの推薦委員については、次回委員改選時だけでなく代表者変更等による各団体内部事情を理由とする改選時についても指針の趣旨について、再度説明を十分行い、その趣旨に基づいた委員の推薦を引き続き団体に依頼する他、本市でも委員の提案を行うなど指針を遵守するために取り組んでまいります。

担当局・区	福祉局	審議会等の名称	大阪市障がい者施策推進協議会
現在員	15 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	6 人 ・ 40%		
指針の基準（40%以上）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		<p>団体への推薦依頼にあたり、指針に沿った説明を行ってきたところであるが、障がい者医療に関する専門的な知識を有する人材として推薦されたところである。同委員は、兼職数において指針に抵触することとなるが、当該団体からの当協議会への委員の参画は必須であるため。</p>	
在任4年超	4 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		<p>障がい者福祉に精通し、各団体と連携を深めて情報交換等も行っており幅広い視野を持っているため、審議の継続性や専門性の確保の観点から本推進協議会の委員として適任の人物であるため。</p>	
再任2回以上	2 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		<p>障がい者福祉に精通し、各団体と連携を深めて情報交換等も行っており幅広い視野を持っているため、審議の継続性や専門性の確保の観点から本推進協議会の委員として適任の人物であるため。</p>	
70歳超	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		<p>年齢要件において指針に沿った説明を行ってきたところであるが、各団体における専門性、適任性等の推薦の基準等を考慮のうえ推薦されており、団体の会長職等要職の方の推薦を受けたため。</p>	
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針		<p>平成30年8月に改選を行い、女性比率に関しては、指針の基準（40%）を満たすことができたが、他の項目については基準の満たさないものの、専門性・適正性等を考慮のうえ余人に替えがたい人材として選任した。 次回の改選は、令和3年8月を予定しているが、一斉改選時のみならず、関係団体の代表者変更等の機会においても、指針の趣旨を再度説明し、基準を満たせるよう努めていく。</p>	

担当局・区	健康局	審議会等の名称	大阪市エイズ対策評価委員会
現在員	5 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	2 人 ・ 40%		
指針の基準（40%以上）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	医療関係者の選任にあたり、一般社団法人大阪府医師会に対して適任者の推薦を依頼したところ、当該委員の推薦があり、性感染症についての専門知識が豊富であることから、性感染症対策を分析・評価・検討するうえで適正な人材であると判断したため。		
在任4年超	3 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	平成29年8月1日の改選時点で在任期間が4年となっていたが、平成29年9月より開始する第3次大阪市エイズ対策基本指針策定にあたり、これまで意見を聴取していた委員の承認のもと策定・運用開始し、施策の効果を適正に分析・評価・検討する必要があったため。		
再任2回以上	4 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	平成29年8月1日の改選時点で再任1回となっていたが、平成29年9月より開始する第3次大阪市エイズ対策基本指針策定にあたり、これまで意見を聴取していた委員の承認のもと策定・運用開始し、施策の効果を適正に分析・評価・検討する必要があったため。		
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	次回の委員改選時には適任である学識経験者を探す等により、指針の基準を満たすよう努めます。		

担当局・区	健康局	審議会等の名称	大阪府市地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所評価委員会
現在員		5 人	
指針の基準（20人以内）		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率		1 人 ・ 20%	
指針の基準（40%以上）		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		大阪府市地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所評価委員会は共同設置規約に則り、大阪府が事務局としての業務を行い、大阪府知事が任命しております。	
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超		3 人	
指針の基準		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		大阪府市地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所評価委員会は共同設置規約に則り、大阪府が事務局としての業務を行い、大阪府知事が任命しております。	
再任2回以上		4 人	
指針の基準		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		大阪府市地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所評価委員会は共同設置規約に則り、大阪府が事務局としての業務を行い、大阪府知事が任命しております。	
70歳超		1 人	
指針の基準		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		大阪府市地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所評価委員会は共同設置規約に則り、大阪府が事務局としての業務を行い、大阪府知事が任命しております。	
本市職員		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針		大阪府市地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所評価委員会は共同設置規約に則り、大阪府が事務局としての業務を行い、大阪府知事が任命しております。	